

議案第 70 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

清水町長 阿 部 一 男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

職別報酬額上限表

職種	月額	日額	時間額
行政職	238,200円	11,350円	1,470円
福祉職	272,300円	12,970円	1,680円
医療職	282,800円	13,470円	1,740円
介護職	262,400円	12,500円	1,620円
教育職	309,500円	14,740円	1,910円
労務職	281,500円	13,410円	1,730円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は令和6年4月1日から適用する。